

公益信託本田弁二郎留学生技術者育成奨学基金奨学生
令和5年度募集要項

基金残高の減少に伴い本年度が最後の募集となります

1. 応募できる者

- (1) 埼玉県、静岡県および三重県内に所在する大学に所属する学部3年生および大学院修士課程1年生の正規生で、理学、工学、農林水産学を学ぶ海外からの留学生。
(除く情報系)
- (2) 上記のうち、次に該当する者。
 - ① 大学生生活上、奨学金の援助を必要とする者。
 - ② 品行方正・志操堅固・健康で学業成績が優秀な者。
 - ③ 他の奨学金制度から受給を受けていない者。

2. 奨学金等

- (1) 奨学金の額は、年額 1,000,000円とする。
- (2) 奨学金の給付期間は、卒業するまでの2カ年以内（学部、修士課程の最短終業年限）とする。
- (3) 奨学金は、6月、7月、10月、1月の一定日に給付する。
(新規奨学生は7月に6カ月分を10月・1月に3カ月分を支給する。)
- (4) 奨学金の給付方法は、予め奨学生が当基金に届け出た銀行口座に振り込む。

3. 本年度の採用予定人数

7～8名程度の予定。

4. 応募の手続き

奨学生に応募する者は、次に掲げる申請書類を、在学する大学の学長を経て令和5年4月14日 迄に当基金に提出する。

- (1) 奨学生願書（様式1号）
- (2) 奨学生推薦調書（様式2号）
- (3) 前年度の成績表（写可）【修士課程は学部のもの】
- (4) 作文（A4版400字詰め原稿用紙2枚程度・様式は自由）

題 ① 大学または大学院を終了後の将来の希望について

② 日本での勉学希望について

① または②のうちから1題

- ※ (1) 奨学生願書および (4) 作文は、原則自筆によることとし、日付、署名も必ず記入すること。

【裏面へ続く】

5. 選考および決定

当基金は、4. により申請のあった者につき、当基金に設けた運営委員会に諮り奨学生を6月中旬までに決定し、在学する大学の学長を経て、本人に通知する。

6. 学業成績等の報告

奨学生は、毎学年終了後、在学する大学の学長を経て、学業成績証明書等を当基金に提出しなければならない。

7. 異動届出

奨学生は、次に該当する場合は、在学する大学の学長を経て直ちに当基金に届け出なければならない。

- (1) 疾病その他の事故または個人的事情により1ヶ月以上欠席するとき
- (2) 休学、復学、転学、転学部、転学科または退学しようとするとき
- (3) 本人の住所または奨学金振込銀行等その他重要な事項に変更があったとき

8. 奨学金の打ち切り

奨学生のうち、つぎの各号の一に該当する事項が生じたときは、奨学金の給付を打ち切ることがある。

- (1) 傷害、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (2) 停学、退学等の処分を受けたとき
- (3) 理学・工学・農林水産学以外に転学部または転学科したとき
- (4) 学業成績または素行が不良となったとき
- (5) 奨学金を必要としない事由が生じたとき
- (6) 自主退学したとき
- (7) 埼玉県、静岡県および三重県以外の大学に転学したとき
- (8) 虚偽の申請をしたとき
- (9) その他奨学生として適当でない事由が生じたとき

9. 奨学金に対する義務

この奨学金は返還の義務はない。ただし、虚偽の申請等重大なる不正行為があった場合は、奨学金の一部または全額の返還を求めることがある。

10. 関係書類の提出先および照会先

[公益信託 本田弁二郎留学生技術者育成奨学基金事務局]
〒164-0001 東京都中野区中野3-36-16
三菱UFJ信託銀行リテール受託業務部
公益信託課 本田弁二郎留学生技術者育成奨学基金担当
電話 0120-622-372 (フリーダイヤル)
(受付時間 平日9:00~17:00)
FAX 03-5328-0586